

巻末資料

- | | |
|------------------------------|---------|
| ○ 障害者計画改定のための団体ヒアリング・ご意見等まとめ | 129 ページ |
| ○ 障害者計画タウンミーティング・ご意見等まとめ | 137 ページ |
| ○ 練馬区障害者計画懇談会設置要綱 | 142 ページ |
| ○ 練馬区障害者計画懇談会委員名簿 | 144 ページ |
| ○ 障害者計画検討委員会設置要綱 | 145 ページ |
| ○ 区民説明会の開催等 | 147 ページ |
| ○ 用語解説 | 148 ページ |

障害者計画改定のための団体ヒアリング・ご意見等まとめ

質問項目	事業	ご意見等
1 訪問によるサービスについて	ホームヘルプ	施設入所者が帰省した際に、居宅サービスが利用できるようにして欲しい。
	ホームヘルプ	ホームヘルプから見守りが無くなって困る。重度障害者にとっては死活問題。
	ホームヘルプ	入院時にも介護等必要。言語障害等あれば看護師を呼ぶことさえできない。その際には、慣れた介護者をつけて欲しい。
	ホームヘルプ	イベント参加、自立体験などの外出介護を認めて欲しい。外出の内容・時間帯等に制限をつけず、柔軟な対応をして欲しい。
	ホームヘルプ	入院時にホームヘルプを利用できるようにして欲しい。
	ホームヘルプ	障害者自立支援法になり、ホームヘルプサービスの時間が減るのではないかと不安である。
	ホームヘルプ	都重心委託事業で週5日通所ができない場合は、ホームヘルプの支給時間増を願いたい。
	ホームヘルプ	上限14時間では施設から地域に戻って自立生活をするのは不可能。
	ホームヘルプ	介護者のレベルアップを図るため、研修の紹介等情報提供して欲しい。
	ホームヘルプ	ホームヘルプの質等維持して欲しい。
	ホームヘルプ	介護職を正職員として長く続けられるように、介護報酬を出して欲しい。(アルバイトでは入れ替わりがあり障害者の生活が安定しない)
	行動援護	重度訪問介護のサービスが提供されない場合でも、社会生活維持のため行動援護サービスを付加して欲しい。
	緊急一時保護	重度重複障害に対応できる緊急一時保護を整備して欲しい。
	緊急一時保護	医療的ケアが必要な障害児を大泉つつじ荘の緊急一時を利用できるようにして欲しい。
	緊急一時保護	区内2大病院に、重度障害児者に対応できる緊急一時保護のベッドを設置して欲しい。
	緊急一時保護	練馬の東部地区に緊急一時施設を整備して欲しい。
	緊急一時保護	緊急一時施設をもう1ヶ所作って欲しい。
	緊急一時保護	家族に緊急事態が発生した時に、スムーズに利用できるシステム(利用状況の公開含む)にして欲しい。
	ショートステイ	高齢化した親の休養が取れるようにショートステイを見直してもらいたい。
	ショートステイ	視覚障害者が利用できるショートステイを整備して欲しい。
障害程度区分認定	区市町村審査会では、聴覚障害者の特性を理解し、聴覚障害者の意見を反映させて欲しい。	

1 訪問によるサービスについて	障害程度区分認定	障害程度区分の一次判定時には、家庭状況や社会生活を考慮してアセスメントして欲しい。
	障害程度区分認定	障害程度区分認定が実際のニーズに即したものになるよう配慮して欲しい。
2 日中活動の場について	作業所	民間作業所への運営費補助の継続をお願いしたい。
	作業所	報酬の日払いにより、作業所の経営に対し配慮願いたい。
	作業所	福祉作業所、福祉園を新設、増設して欲しい。
	作業所	小規模作業所等の位置づけは、障害者自立支援法の下ではどうなるか。
	福祉園	第8福祉園を建設して欲しい。
	福祉園	バスによる送迎機能を確保して欲しい。
	日中活動	日中活動の場の利用に、自己選択・自己決定できるようにして欲しい。
	日中活動	障害者が在宅とならないように、行き場と受け皿を作って欲しい。
	日中活動	日中活動の場を整備して欲しい。
	日中活動	小中学校統廃合後の空き施設利用に、養護学校卒業後の通所施設の整備を検討して欲しい。
	日中活動	新事業に移行する際、区のバックアップが欲しい。
	医療的ケア	都委託重心事業による医療的ケアの実施に期待している。
	医療的ケア	医療的ケアだけに着目せず、個人に必要な通所日数、活動等を確保して欲しい。
	医療的ケア	医療的ケアが必要なものにも、既存の施設を活用し、時間預かりに対応して欲しい。
	障害者集会所	障害者集会所を増設して欲しい。
スポーツ施設	障害者がスポーツをできるように、施設等整備して欲しい。	
スポーツ施設	豊玉・中村体育館を、疾病予防の観点から、トレーニング事業の実施や障害者に利便の良い施設整備をして欲しい。	
3 入所者入院者の地域移行について	移行プログラム	地域での支援体制が確立されないと退院者の地域移行は進まない。日中活動の場、保健所の役割、地域の理解等が必要。
	移行プログラム	社会復帰施設・住宅が不十分なため入院が継続されてしまう。
	移行プログラム	入院先、入院期間は、自宅・地域・介護者の事情により選択できるようにして欲しい。
4 居住の場について	移行プログラム	体験学習（宿泊）の場を確保して欲しい。
	移行プログラム	グループホーム利用の前段階として、宿泊訓練施設を作って欲しい。
	グループホーム	グループホームを新設・増設して欲しい。

4 居住の場について	グループホーム	公営住宅等を利用し、なお一層グループホーム増設に向けて支援願いたい。
	グループホーム	身体障害者グループホームを設置・促進して欲しい。
	グループホーム	肢体不自由者のケアホームの制度化を図って欲しい。
	グループホーム	重症児者の場合、療育の観点からも支援できる施設でなければ地域移行は困難。
	グループホーム	医療的ケアが必要な者や重度重複障害者でも利用できるグループホーム・ケアホームを整備して欲しい。
	グループホーム	現在のグループホーム入居者が、今後グループホーム、ケアホームのどちらに移行するか不明で不安。障害程度区分により、利用したくてもできない場合がある。
	グループホーム	高齢障害者に配慮したグループホームやケア付住宅等設置、整備して欲しい。
	グループホーム	親の高齢化により、グループホームでの生活を支えられるか不安（経済面も含め）。
	個人情報	個人情報の取り扱いに留意して欲しい。グループホームの世話人が一括して収入認定申請・資産等確認するのは負担が大きい。
	入所施設	障害が重い者にとって、入所施設は必要である。（小規模化する必要はある）
	福祉住宅	公営住宅を、障害者単身、家族以外の同居人と入居できるようにして欲しい。
老人ホーム	知的障害者向けの老人ホーム、もしくは知的障害者を老人ホームで受け入れて欲しい。	
5 地域生活と社会参加について	移動支援	通所目的の移送サービスを可能にして欲しい。
	移動支援	ガイドヘルプの業務に、簡単な読み書きは含まれるはずである。
	移動支援	入院時にガイドヘルプが使えないのはおかしい。
	移動支援	移動支援利用手続きを簡素化して欲しい。
	移動支援	通学時にヘルパー利用できるようにして欲しい。
	移動支援	施設への送迎にガイドヘルプを使えるようにして欲しい。
	移動支援	車椅子、ストレッチャー対応の福祉車両を増車して欲しい。
	移動支援	研修会等参加の場合の、宿泊を伴うガイドヘルプは、支給量を別枠で考えて欲しい。
	移動支援	ガイドヘルプの支給量が減ると、社会参加が制限されてしまう。
	移動支援	社会参加を保障するため、移動支援の負担金を、区が負担して欲しい。
	コミュニケーション支援	手話通訳派遣事業等は、現行通り東京手話通訳等派遣センターが行えるように都に要請して欲しい。
	コミュニケーション支援	要約筆記派遣事業実施のために、区で予算化して欲しい。
	コミュニケーション支援	要約筆記について、区民へのPRを行って欲しい。

5 地域生活と社会参加について	コミュニケーション支援	講演会等には、手話と要約筆記は必ず配置して欲しい。
	コミュニケーション支援	手話通訳・要約筆記の派遣について、今まで通り利用者負担無として欲しい。
	相談支援	電話相談を実施して欲しい。
	相談支援	相談事業に、聴覚障害者についての専門知識を持った職員を配置して欲しい。
	相談支援	歩行訓練士等視覚障害者への専門性を持った職員を採用し、相談等の事業に当たらせて欲しい。
	権利擁護	権利擁護、成年後見等制度の普及、充実を図って欲しい。
	権利擁護	利用者からは、事業者に苦情を言いにくい。使いやすい制度にして欲しい。
	地域生活支援	地域で活動している障害者団体に安定して活動できる場を提供して欲しい。
	地域生活支援	現行の青年学級に重症者も参加しやすい活動を取り入れた事業を創設して欲しい。
	地域生活支援	心身障害者青年学級の回数増をして欲しい。
	地域生活支援	日常生活支援機関を設置し、ホームヘルプの補完業務を行って欲しい。
	地域生活支援センター	地域活動支援センターを確保し、長期入院者や就労目的以外の利用者に対応して欲しい。
	地域生活支援センター	地域生活支援センターを整備して欲しい。
	地域生活支援センター	身障者地域生活支援センターを設置し、作業の場、交流等行えるようにして欲しい。
	地域生活支援センター	地域生活支援センター運営にあたり、専門性を持った人材の確保を図って欲しい。
	地域生活支援センター	地域生活支援センターのサービスの質を高めるため、運営委員会やスーパーバイザーの導入を図って欲しい。
	日常生活用具	パルスオキシメータ等を医師の意見書で日常生活用具の対象にして欲しい。
	日常生活用具	日常生活用具は現行の負担のまま。ガイドヘルプ等の負担もあり、区独自の減額を望む。
	日常生活用具	SPコードやCD録音機、パソコンの音声ソフトの購入等への補助を行い、普及に努めて欲しい。
	日常生活用具	摂食障害者の食事、投薬等の器具を日常生活の援助サービスで補助して欲しい。
入浴サービス	機械入浴がある施設の入浴設備等を開放して欲しい。	
入浴サービス	訪問入浴は、多少の負担はあっても週1回はお願いしたい。	
防災	難病者、障害者をはじめとする要援護者の把握、および救助・避難生活への対応について、検討を進めて欲しい。	
防災	防災に向け、ボランティアの活動、近隣住民の自助共助の活動に、公的支援をして欲しい。	

	防災	障害特性に合わせた防災マニュアルの作成をし、防災体制を整備して欲しい。
6 障害者就労の促進について	雇用の確保	特例子会社等への協力を積極的に行い、就労の場の拡充を図って欲しい。
	雇用の確保	区役所内で就労できるしごとがあるのではないかな。
	雇用の確保	単発・短時間の仕事を斡旋して欲しい。
	雇用の確保	区役所内で雇用できるようにして欲しい。
	雇用の確保	障害者雇用事業所への助成制度の拡充を図って欲しい。
	雇用の確保	第三セクター方式による重度障害者雇用モデル企業の育成、特例子会社制度の普及を図って欲しい。
	就労支援	練馬区障害者雇用協議会への支援を強化して欲しい。
	就労支援	練馬区障害者就労促進協会の運営支援を継続して欲しい。
	就労支援	知的障害者就労サポートねりまへの支援を継続して欲しい。
	就労支援	精神障害者への就労支援をする専門機関がなく、就労実績が低い結果につながっている。
	就労支援	共同作業所も就労を軸に考えているが、職員数が足りない。
	就労支援	身体障害者への就労支援を充実させて欲しい。
	就労支援	グループ就労など、障害特性にあったものを構築して欲しい。
	就労支援	障害者訓練作業所を整備して欲しい。
就労支援	知的障害者のための職業訓練校、職業能力開発校での訓練内容を充実させ、受講機会の拡大を図って欲しい。	
就労支援	肢体不自由者でも可能な、在宅就労の推進を図って欲しい。	
7 自立支援医療と地域医療について	医療機関	被爆手帳の使用できる医療機関の増を、引き続き推進して欲しい。
	医療機関	被爆者・被爆二世に対する医療制度や諸手当について、理解していない医療機関があるので、周知徹底させて欲しい。
	医療機関	車椅子の対応ができない医療機関もあり、地域の診療所のバリアフリー化を望む。
	医療機関	精神障害者の夜間緊急搬送の対応を改善して欲しい。
	医療機関	障害認定の指定医を地域ごとに増やして欲しい。
	医療機関	重度重複障害や強度行動障害を持つ人にも対応できる、地域での医療体制を整備して欲しい。
	医療機関	障害者が安心してかかれる歯医者、病院を増やして欲しい。
	医療機関	脳卒中の後遺症等、中途障害者のリハビリを充実させて欲しい。
	訪問看護	家庭で点滴などができるようになって欲しい（医療機関まで行くのが大変）

	訪問看護	高齢者対象の訪問看護ステーションでも重度障害児の受入れをして欲しい。
	訪問看護	医療的ケアに対応できる訪問看護、ホームヘルプを充実させ、人材の育成を図って欲しい。
8 福祉のまちづくりについて	エレベーター	石神井公園駅にエスカレーター、エレベーターを設置して欲しい。
	エレベーター	公営施設にエレベーターを設置して欲しい。
	エレベーター	新桜台駅にエレベーターを設置して欲しい。
	エレベーター	光が丘駅と光が丘区民センターのエレベーターの点検日を同じ日にしないで欲しい。（車椅子で駅の利用ができなくなる）
	交通機関	車椅子用駐車場を整備して欲しい。
	交通機関	バス会社にリフト、ノンステップバスの導入を図るよう指導して欲しい。
	多目的トイレ	公共施設のトイレにおむつ交換のためのベッドを設置して欲しい。簡易なもので可。
	多目的トイレ	多目的トイレを整備して欲しい。車椅子が入れないものもある。
	多目的トイレ	車椅子トイレの汚いところが多い。
	バリアフリー	バリアフリーの観点だけでなく、ユニバーサルな観点でまちづくりをして欲しい。
	バリアフリー	廊下等段差を解消して欲しい。
	バリアフリー	障害者支援マップを作成して欲しい。
	バリアフリー	区立石神井プールをバリアフリー化して欲しい。
	バリアフリー	公園の入り口に柵があり、車椅子が入れない。
	バリアフリー	点字ブロックの色を、弱視の人にもわかりやすいものにして欲しい。
バリアフリー	公園等の石畳は車椅子で移動しにくい。見た目よりも誰にでも優しいまちづくりを。	
バリアフリー	歩道に電柱があり車椅子が通れない、改善を。	
9 障害のある児童について	学童クラブ	学童クラブの障害児受け入れ枠の拡大して欲しい。
	学童クラブ	学童クラブが学校に併設されていないと、親が送迎をしなければならない。心障学級のある学校には学童クラブを併設して欲しい。
	学童クラブ	重度重複児童でも学童クラブに入れるようにして欲しい。
	学童クラブ	学童クラブは親の就業が条件となっているため、利用しづらい。
	放課後支援	学齢期の障害児の放課後保障や支援について、民間委託をし、事業者には運営費の補助をして欲しい。
	放課後支援	土曜日や長期休業中、放課後に児童・生徒が安心して利用できる場の提供、運営費等の補助、指導員の養成・確保を図って欲しい。

9 障害のある児童について	放課後支援	放課後や長期休暇中に集まれる場を整備して欲しい。
	学校	行きたい学校を選べるようにして欲しい。
	学校	通学与学校内での介護をつけて欲しい。
	学校	養護学校と居住地域の公立学校と交流できるようにして欲しい。
	学校	区立学校の教員に、福祉に対する知識の向上と障害者教育の経験をさせて欲しい。
	相談支援	母親の心理相談ができる相談機関を増やして欲しい。
	保育園	保育園の障害児受け入れ枠を拡大して欲しい。
	保育園	区立保育園・小学校普通学級では、車椅子の子どもに、母親の付き添いが必要。改善して欲しい。
	保育園	区立保育園で障害児の受け入れを増やして欲しい。
	幼児教室	南田中幼児教室の場の拡充と運営費補助金の増額して欲しい。
	幼児教室	保健所でのダウン症児の早期療育が終了したのは残念。中村橋福祉ケアセンターでの療育の見直しを行い、安心して療育が受けられるようにして欲しい。
	幼児教室	就学前の通園施設を増やして、毎日通えるようにして欲しい。
10 施策の推進について	区職員	窓口の対応が不親切なところがある。区職員として意識の向上を図って欲しい。
	区職員	区では「日本一よいサービスを提供する」という意気込みで取り組んで欲しい。
	区職員	公共施設の職員・経営陣に優しいひとづくりの推進を図って欲しい。
	区職員	福祉事務所の担当者がよく変わるので、話がスムーズに伝わらない。
	事業者	介護サービス事業者とその利用者のネットワークを、利用部門ごとに作り、事業所のサービスに格差が無いようにし、それを区が把握する必要がある。
	事業者	巡回入浴サービスが入札となり、事業者のサービス低下に家庭生活のリズムを犠牲にせざるを得なかった。安かろう悪かろうを改善して欲しい。
	障害者団体	区がイニシアティブをとり、障害者団体活動の一元化を図って欲しい。
	情報	情報バリアフリーを充実させて欲しい。
11 その他	区独自策	精神障害者の生活実態とニーズを反映した障害者計画を策定して欲しい。
	区独自策	保健、医療、福祉のさらなる連携が必要。
	区独自策	新制度は、用語の理解が大変。センターという名称が多い。
	区独自策	障害者自立支援法の説明会を開いて欲しい。
	区独自策	利用料の負担軽減のための区の独自策を願いたい。

	区独自策	各サービスの所得制限を緩和して欲しい。
	区独自策	区の福祉関係部署に、手話通訳者の資格等を持った職員を配置して欲しい。
	法制度	年金収入の無い年齢の者にとって、費用負担は不公平感がある。
	法制度	費用負担が大きすぎる。

障害者計画タウンミーティング・ご意見等まとめ

質問項目	事業	ご意見等
1 訪問によるサービスについて	ホームヘルプ	精神障害に対応できる訪問介護事業所が欲しい。
	ホームヘルプ	サービスのチェックを厳しくし、必要な人にサービスをまわしてほしい。
	ホームヘルプ	これまでと同じサービス時間は保障されるのか？また単価はどうなるのか？
	ホームヘルプ	障害者が病院に入った場合、普段の生活以上に介護が必要になってしまうので、それをぜひ考えていただきたいと思います。
	ホームヘルプ	精神障害者のヘルパーはどこで教育されるのか。精神障害者のヘルパーは介護ヘルパーと違った教育が必要。
	ホームヘルプ	入院中にホームヘルプが利用できるようにして欲しい。
	ホームヘルプ	基準該当事業所の報酬減額について、何か対処策はないか？
	緊急一時保護	区内の大規模病院等で、重症心身障害児の対応可能な緊急一時保護を行って欲しい。
	ショートステイ	聴覚障害者は、コミュニケーションの問題で、ショートステイを利用したくてもできない。
	障害程度区分認定	障害認定が分かりにくすぎる。さまざまな憶測が飛び交っている。
	障害程度区分認定	障害認定の調査はどのように行うのか。専門的な知識のある人を配置して欲しい。
	障害程度区分認定	認定調査は誰が行うのか。精神障害はいつ再発するか分からず非常に不安定な障害なので、専門的な知識のある人を配置して欲しい。
障害程度区分認定	精神障害者の障害程度区分を、実態に合ったものにして欲しい。	
2 日中活動の場について	新事業移行	作業所等が新事業に移行する際の支援をお願いしたい。
	新事業移行	施設の移行について、どう考えても知恵を絞っても職員数が足りない。
	新事業移行	福祉園が今後どうなっていくか不安。通所バス、職員の身分等現状から低下しないで欲しい。
	新事業移行	障害程度区分により、利用したいサービスができなくなる場合はどうなるのか。
	新事業移行	就労できることは理想であるが、新事業体系に無理に合わせることなく、作業所等の施設を整備して欲しい。
	日中活動	施設等の充実をはかって欲しい。
	日中活動	3障害の枠外の発達障害者等でも利用できる施設、サービスを充実させて欲しい。
	日中活動	年齢や家庭環境の変化等による、その時々に応じた柔軟なケアが受けられるようにして欲しい。
	日中活動	施設入所者の日中活動の場が欲しい。

	報酬	日払いにより施設の収入が減った場合、何か救済策はあるのか。
	報酬	通所が前提となる日払い制に精神障害は合わない。通所できないときのフォローが一番大変。
	報酬	施設を休むと報酬が減り、施設の経営が大変になるのではないか。今後、休むのを遠慮してしまう。
	負担金	工賃以上の負担金のため、施設をやめてしまう人が増えるのではないか。
3 入所者、 入院者の 地域移行 について	移行促進	施設・アパート双方の物件が少なく、退院できない方もいるので改善してほしい。（増やしてほしい）
	移行促進	退院促進の環境作り（受け皿等）の具体的な数やマニュアルを出してほしい。
	啓発	障害者が地域で暮らすには、地域の人々の偏見をなくす必要がある。そのことに向けての具体的な施策はどうなっているか。
4 居住の場 について	グループホーム	グループホームが少なく、待機時間が長すぎる。スムーズに入所させて欲しい。
	グループホーム	グループホームの質を充実させて欲しい。世話人の力量に問題がある場合も。
	グループホーム	グループホームを増やしていくなら、運営面での手助けを行政側としてできる範囲でやってもらわないと無理がある。
	グループホーム	上限管理を区でやってもらいたい。グループホーム業務の軽減が図られれば、その分グループホーム新設へエネルギーを向けられる。
	グループホーム	練馬区に身体障害者のグループホームを整備してほしい。区有地の提供や事業所の誘致などで。
	入所施設	入所施設はもっと必要である。
5 地域生活 支援事業 について	移動支援	10月からの移動介護がどうなるのか不安である。
	相談支援	夜間の電話相談等、相談業務を充実させて欲しい。職員の専門性の向上を図って欲しい。
	コミュニケーション支援	手話通訳派遣の費用は、現状どおり無料にして欲しい。また、派遣は東京手話通訳等派遣センターが行って欲しい。
	コミュニケーション支援	手話通訳者の質の確保のため、手話講習会を継続して欲しい。
	コミュニケーション支援	要約筆記者派遣・養成事業実施のため、区で予算化して欲しい。
	コミュニケーション支援	講演会等には、手話通訳だけでなく要約筆記もつけて欲しい。
	地域生活支援センター	就労や介護ではなく、社会参加・仲間との交流を求めている人のために、地域活動支援センターの設置を行って欲しい。
	地域生活支援センター	まだ働くのが難しい人も通える、支援センター・デイケア等を増やしてもらいたい。
	地域生活支援センター	精神障害者地域生活支援センターの設置目標数を増やして欲しい。
地域生活支援センター	大泉学園方面に地域活動支援センターを設置して欲しい。	

	集会所	障害者集会所を増設して欲しい。
	配食サービス	配食サービスをして欲しい。食堂のようなものでも可。
6 障害者就 労につい て	雇用の確保	精神障害者は通院や体力の問題があり、勤務日数が少ない就労の形を考 えて欲しい。
	雇用の確保	短時間労働が可能となるようなシステムを作って欲しい。
	雇用の確保	区役所が率先して雇用の枠を増やして欲しい。
	雇用の確保	区役所内に就労できる場があるのではないか。
	就労支援	段階的な就労支援のできるシステム・場（内容や賃金面で）を充実させ て欲しい。
	就労支援	就労促進協会の機能を充実させて欲しい。指導員の定着率、質に問題が あるのでは。
	就労支援	就労に向けては、無理のないように支援して欲しい。
	就労支援	就職した後の、継続的な雇用のための施策を作って欲しい。
	就労支援	作業所よりも、養護学校からの就労に力を入れるべき。
	就労支援	障害者の就職機会の拡大のため、全額公費負担で進学できるサービスを 作って欲しい。
	啓発	事業主の障害者への理解を深める啓蒙を図って欲しい。
	啓発	一般就労できたとしても、職場の理解がないと定着できない。職場の理 解を深める取り組みをして欲しい。
	啓発	自立支援法の趣旨を企業が理解しないと就労は進まない。企業側への説 明会を行っているのか。
啓発	障害者雇用を行わない企業に対し罰則金を引き上げ、福祉事業へ活用し て欲しい。	
7 自立支援 医療と地 域医療に ついて	負担金	負担が増えることによって、通院しなくなる人もいるのでは？何とかな らないだろうか？
	負担金	医療費を無料にして欲しい。
	負担金	自立支援医療の負担金が高い。
	負担金	当事者への説明が不十分なため、費用を払いすぎたり返金してもらった り、対応がまちまちとなっている。対応を統一して欲しい。
	医療機関	障害者が安心して掛れる病院、歯科を充実して欲しい。
	医療機関	婦人科や皮膚科なども安心して掛れる病院を増やして欲しい。
8 福祉のま ちづくり について	エレベーター	江古田駅にエレベーター・エスカレーターの設置をして欲しい。
	道路	歩道の幅を広くして、安心して通行できるようにして欲しい。
	計画	理念はわかるが具体策にかけるのではないか。

	計画	区がリーダーシップをとって「やさしい町＝練馬」を作って欲しい。
	啓発	ハード面のバリアフリーだけでなく、偏見を取り除く施策が大事である。
	計画	身体障害者だけでなく、知的・精神障害者にも配慮した内容にして欲しい。
9 障害のある児童について	相談支援	地域の保健師が重要な役割をもっていると思う。住民が相談出来る場所や人があることを、保健所や区が知らせる努力をして欲しい。
	幼児教室	幼児教室の助成金を減らさないでほしい。幼児教室にお金をかけることは、将来に有益である。
	学校	子供の能力に合わせて授業を進めてほしい。（能力別クラス等）
	学校	教員の質をもっと上げて欲しい。
10 施策の推進について	区職員	福祉事務所の職員が訪問での状況調査の時、失礼な発言をくり返していた。そういう方は障害者宅を訪問しないで頂きたい。
	事業者	ヘルパーから自立しているのだからあれやれ、これやれと言われた。そのため本人が疲れてしまい具合が悪くなってしまった。
	啓発	ノーマライゼーションの推進は必要だが、現実出来るか疑問。差別はなくなるのでしょうか？
	サービス	精神の手帳で受けられるサービスを、身障手帳や愛の手帳で受けられるのと同様のものにして欲しい。
	サービス	障害者の高齢化対策について、区の方ではどのように考えているか。
	サービス	比較的軽症で支援の狭間に置かれてしまう人への支援をお願いしたい。
11 その他	啓発	自立支援法の理解が難しい。今後、より具体的な説明会を実施して欲しい。
	啓発	今回のような場は大変良いと思う。
	啓発	タウンミーティングについてホームページに掲載されているのか。あまり知られていないのではないか。
	啓発	障害者と一般区民が自然に触れ合える場を作って欲しい。
	啓発	地域の人々の、障害者への偏見を取り除く必要がある。その具体策はあるか。
	区独自策	現事業が新体系の何に位置づけられるのか、行政側からの具体的なアドバイスが欲しい。
	区独自策	グループホームの家賃補助を、区として行って欲しい。
	区独自策	利用料の負担軽減を考えて欲しい。
	負担金	負担金を払うことには反対である。
	負担金	利用者負担金により将来に不安がある。親が高齢、病気等で所得が減った場合など。
	負担金	利用者負担金が大変。働いているのに負担金を払うのは納得できない。

	計画	自立、就労の色が強くなり過ぎないように、バランスの取れた内容にして欲しい。就労に向かない人には、それだけで負担になる。
	障害者団体	3障害の相互の理解を深め、協力体制をとるため、3障害統一の協会を設立したい。区の協力を。
	健康	区立プールの利用時間を以前の2時間に戻して欲しい。健康増進による医療費軽減の効果が期待できると思う。

練馬区障害者計画懇談会設置要綱

平成 18 年 2 月 3 日

17 練保障第 724 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項の規定に基づく練馬区障害者計画および障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に基づく障害福祉計画に区民および識者の意見等を反映させるため、練馬区障害者計画懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、次の事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区障害者計画改定の内容に関する事項
- (2) 障害者自立支援法に定める障害福祉計画策定の内容に関する事項
- (3) その他座長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、つぎに掲げる者で区長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2 名以内
- (2) 障害者福祉関係者 14 名以内
- (3) 公募区民 9 名以内

2 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長は、懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

4 懇談会に副座長を置き、副座長は、座長が指名する者とする。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第 4 条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から区長に報告する日までとする。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、福祉部障害者課が行う。

(公開)

第7条 懇談会の会議は、公開で行うものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針（平成13年2月27日練企企発第245号）の定めるところにより非公開とすることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年2月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

練馬区障害者計画懇談会 委員名簿

(1) 学識経験者 2名	北野 誠一 (知的・身体)	東洋大学ライフデザイン学部 生活支援学科 教授
	白石 弘巳 (精神)	東洋大学ライフデザイン学部 生活支援学科 教授
(2) 障害者福祉関係者 14名		
① 障害者福祉団体 (9名)	菅野 絹子	練馬手をつなぐ親の会 会長
	市川 幸枝	練馬区身体障害者福祉協会 部長
	岩松 丈彦	練馬区視覚障害者福祉協会 会長
	田中 康子	練馬区肢体不自由児者父母の会 副会長
	秋本 浩一	練馬区難聴児者を持つ親の会 会長
	市川 明臣	練馬区聴覚障害者協会 会長
	河合 幼	練馬障害児(者)を持つ親の会 事務局長
	工藤 忠夫	練馬家族会 理事長
	倉園 久美子	ちゅうりっぷの会(練馬ダウン症 児・者支援会) 会長
② 障害者を対象に 事業を実施してい る法人・団体 (3名)	伊東 和子 (居宅サービス事業者)	(株)ケアサービス伊東 代表取締役
	上野 純宏 (施設サービス事業者)	知的障害入所更生施設 練馬福祉園 施設長
	田辺 安之 (精神障害者サービス事業者)	生活訓練施設「ねくすと」 施設長
③ 養護学校 (1名)	朝妻 榮子	東京都立石神井養護学校 校長
④ 障害者就労支援 関係者(1名)	櫻井 英一	池袋公共職業安定所専門援助第二部 門 統括職業指導官
(3) 公募区民 9名	風間 政雄	[練馬地区]
	坂元 信幸	[練馬地区]
	福留 均	[光が丘地区]
	木村 英幸	[光が丘地区]
	長島 皆子	[光が丘地区]
	鈴木 英典	[石神井地区]
	安部井 聖子	[石神井地区]
	安東 洋子	[大泉地区]
	滝野澤 直子	[大泉地区]
計 25名		

※ 敬称略

練馬区障害者計画検討委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 17 日

18 練福障第 76 号

(設置)

第 1 条 練馬区障害者計画の改定および練馬区障害福祉計画を策定するため、練馬区障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康福祉事業本部長とする。
- 3 副委員長は、福祉部長および健康部長とする。
- 4 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、つぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区障害者計画の改定および練馬区障害福祉計画の策定の方針に関する事項
- (2) 練馬区障害者計画および練馬区障害福祉計画の内容に関する事項
- (3) その他、委員長が必要と認める事項

(運営)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聞き、また説明を求めることができる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(分科会の設置および構成等)

第 5 条 委員会の所掌事項に関する調査および検討を行うため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の構成および運営等に関する事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉部障害者課が処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月17日から施行する。

別表第1(第2条関係)

企画部企画課長
危機管理室防災課長
産業地域振興部商工観光課長
健康福祉事業本部経営課長
福祉部地域福祉課長 障害者課長 障害者施設課長 石神井総合福祉事務所長
健康部健康推進課長 保健予防課長 石神井保健相談所長
児童青少年部子育て支援課長 保育課長
都市整備部住宅課長
学校教育部学務課長 教育指導課長
生涯学習部生涯学習課長 光が丘図書館長

◎ 分科会の設置(第5条関係)

- ① 障害福祉計画分科会
- ② 障害者支援分科会
- ③ 障害児分科会
- ④ 就労支援分科会

区民説明会の開催等

1 計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）

本計画の素案について、ねりま区報（平成19年1月21日号）および区ホームページなどにより、周知を図るとともに、区民の意見募集を行ないました。

【意見募集の期間】

平成19年1月21日から2月9日まで

2 区民説明会の開催

本計画の素案について、区民説明会を開催しました。

開催日時	会場
平成19年1月27日（土） 午前10時～12時	光が丘区民ホール
平成19年1月31日（水） 午前10時～12時	区役所 多目的会議室
平成19年2月1日（木） 午前11時～午後1時	勤労福祉会館 集会室
平成19年2月2日（金） 午後2時～4時	関区民ホール

参加者合計 158人

用語解説

アスペルガー症候群	知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。
アセスメント	事前評価、初期評価、福祉分野においては、利用者が直面している問題や状況を理解するために、福祉サービスの利用に先だって行われる一連の手続きのこと。 障害者自立支援法では、アセスメントを①認定調査・概況調査、②サービス利用意向聴取、③課題分析に区分している。
医療的ケア	痰の吸引、経管栄養、導尿などを中心とした医療的な行為。
N P O	N P O (Non-profit Organization) 福祉、環境、まちづくりなど様々な分野において、営利を目的とせずに活動する民間組織。
ガイドヘルプ	ひとりで外出することが困難な障害者を対象に、ヘルパーが外出時の付添い等を行うことにより、障害者の自立と社会参加を推進するための援助。
学習障害 (L D)	L D は L e a r n i n g D i s a b i l i t i e s の略。 基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す状態を指す。
グループホーム	障害者が世話人とともに、数人で暮らす住居。 障害者の地域社会における自立生活を支援するため、生活の場を提供し、世話人が食事の世話や日常生活の援助等を行う。
ケアマネジメント	障害者施策におけるケアマネジメントとは、障害のある方が地域の中でその人の望む生活を送れるよう、社会生活上のニーズを把握し、福祉・保健・医療などのサービス利用を総合的に援助するための手法のこと。
高機能自閉症	3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

更生施設	障害者が日常生活能力の獲得などを目的に入所、あるいは通所で生活していくために必要な知識・技能・訓練を受ける施設。
交通バリアフリー法	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。 高齢者、障害者、妊産婦などが公共交通機関を利用して移動する際の利便性や安全性の向上を図るため、旅客施設、鉄道車両等および旅客施設周辺地区のバリアフリー化の推進を目的とした法律。
国際障害者年	国連決議により、1981年(昭和56年)に実施され、身体障害、知的障害、精神障害の全ての障害者を対象に、「完全参加と平等」をテーマに、世界的規模での啓発活動が行われた。
雇用納付金制度	障害者雇用率に達していない企業から納付金を徴収し、障害者を多く雇用している企業に調整金の支給や作業設備の改善に対する助成を行う制度。これにより、雇用に際しての経済的な負担を軽減するとともに、障害者雇用の水準を高めていくとするもの。
指定管理者制度	公共サービスの民間開放を進める観点から、平成15年6月の地方自治法の改正により導入された制度で、地方公共団体が指定する団体に公の施設の管理運営を行わせるもの。
社会適応訓練事業 (精神障害者)	回復途上にある精神障害者が、一定の期間、協力事業所に通うことにより、人づきあい、仕事に対する持続力、環境適応能力等の向上を図り、自立と社会復帰を目指すための事業。
社会的入院	病気やケガが治っても、介護者がいないことや、また帰る家そのものがない等の「社会的な事情」で入院している状態のこと。
社会福祉基礎構造改革	平成12年度から実施された社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度の抜本的な見直し。
重症心身障害者	重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している障害者のこと。

授産施設	障害があることにより一般雇用が困難な障害者を入所または通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、働く場を提供する施設。
支援費制度	障害者が自分の生活にあったサービスを選択し、事業所・施設と対等な立場で直接契約を結び、サービスを利用する制度。
成年後見制度	認知症高齢者、知的・精神障害者等の判断能力が十分でない人の保護を成年後見人等が行う制度。
第三者評価	利用者がサービスを選択する際に情報を得たり、サービスの質の向上を図るために、公正・中立な第三者機関がサービス内容を評価する制度。
地域福祉権利擁護	判断能力が低下した認知症高齢者、知的・精神障害者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行うことにより、地域で安心した生活が送れるよう支援する事業。
注意欠陥／多動性障害 (A D／H D)	A D／H DはAttention Deficit Hyperactivity Disorderの略。 7歳以前に現れ、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力および／または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。
デイケア	回復途上にある精神障害者を対象に、各種プログラムによる集団生活指導を行うことにより、対人関係の円滑化や日常生活習慣の習得等を図り、社会復帰へと結びつけていくための事業。
内部障害	身体障害者福祉法に定める心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の6障害の総称。
ハートビル法	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」のこと。 不特定多数の者が利用する公共的性格の強い建築物を、高齢者や身体障害者が容易に利用できるようにするための基準を定め、建築主への指導、誘導の措置を行わせることを目的とした法律。

発達障害者支援法	発達障害者には症状の発現後できるだけ早期の発達支援が特に重要であることから、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害者に対し学校教育等における支援を図ることを目的とした法律。
バリアフリー	バリアとは「障壁」のことで、バリアフリーは、障害者等が生活するうえで妨げとなる障壁を取り去った状態のことを言う。物理的な障壁だけでなく、人々の意識の問題なども含めて用いられる。
バリアフリー新法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のこと。 公共交通機関の旅客施設等に係るバリアフリー化を進める「交通バリアフリー法」と、公共施設等建築物のバリアフリー化を進める「ハートビル法」の2つの法律を統合し、総合的、一体的な連続したバリアフリー化の推進を目的とした法律。
ピアカウンセリング	障害者が社会生活を送るうえで必要とされる心構えや生活能力の向上等に関して、障害者自身がカウンセラーとなって、自らの経験を踏まえた助言や支援を行うこと。
副籍制度	都立盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒の地域とのつながりの維持・発展を図るため、居住する地域の小・中学校に副次的な籍をもつ都独自の制度のこと。
保健福祉サービス苦情調整委員	介護保険サービスや高齢者・障害者サービス、保育園などを利用して、区や事業者に対して苦情や不満があるときに、第三者の立場で実情を調査し、解決にむけて調整を行う機関。

改定 練馬区障害者計画

第一期障害福祉計画

発行 練馬区健康福祉事業本部福祉部障害者課
(19年4月より障害者施策推進課へ改組予定)

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

TEL 03 (3993) 1111 (代表)

FAX 03 (5984) 1214

電子メールアドレス shogaiishaka@city.nerima.tokyo.jp

区ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp/>